

北九医発第391号

令和7年5月29日

各 医 師 会 長 殿

北九州市医師会

会長 穴 井 堅 能

(公 印 省 略)

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する
補助金の令和7年度の申請受付の開始について

標記の件につきまして、県医師会より別紙の通り通知がありましたので、お知らせ致します。

福岡県医発第 621 号（地）
令和 7 年 5 月 28 日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会 長 蓮 澤 浩 明
（公 印 省 略）

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する
補助金の令和 7 年度の申請受付の開始について

時下 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、「「マイナ保険証利用促進のため医療機関等への支援」について」（令和 5 年 12 月 26 日付福岡県医発第 2429 号（地））にてお知らせし、昨年度までデジタル庁にて実施されておりました「医療機関・薬局でのマイナンバーカードの活用推進事業」について、令和 7 年度は厚生労働省にて実施されることとなった旨、厚生労働省より日本医師会を通じて通知がありました。

本事業は、自治体等で発行する医療費助成の受給者証や医療機関等で発行する診察券をマイナンバーカードへ一体化することで、医療機関では、医療保険とともに医療費助成のオンライン資格確認を実施できたり、診察券が無くても受付した患者の情報を管理できたりするようになるための取組です。この取組により、受給者証情報や診察券情報の手動入力の手間を削減し、入力間違いによる資格過誤請求の減少などにつながるものと考えられます。

医療費助成のオンライン資格確認を運用している自治体は、本年 5 月現在、183 自治体（別添資料）あり、令和 7 年度においても、参加する自治体の拡大を推進していくとのことです。

補助の内容、費用などの詳細につきましては、別添資料の、診療所向け、および病院向けのリーフレットをご確認下さい。昨年度からの変更点として、②および③で示されている「マイナ診察券で受付ができる！」の補助について、マイナ保険証利用率に関する補助要件が撤廃されております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

日医発第 335 号（情シ）（保険）
令和 7 年 5 月 23 日

都道府県医師会 担当理事 殿

公益社団法人 日本医師会
常任理事 長島 公之
（公印省略）

**医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する
補助金の令和 7 年度の申請受付の開始について**

平素より本会会務の運営に特段のご理解・ご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

日医発第 1608 号（情シ）（保険）令和 5 年 12 月 12 日「マイナ保険証利用促進のため医療機関等への支援（案）」について（周知依頼）にてお知らせし、昨年度までデジタル庁にて実施されておりました「医療機関・薬局でのマイナンバーカードの利活用推進事業」につきまして、令和 7 年度は厚生労働省にて実施することとなり、その周知依頼が本会宛てに参りました。

本事業は、自治体等で発行する医療費助成の受給者証や医療機関等で発行する診察券をマイナンバーカードへ一体化することで、医療機関では、医療保険とともに医療費助成のオンライン資格確認を実施できたり、診察券が無くても受付した患者の情報を管理できたりするようになるための取組です。この取組により、受給者証情報や診察券情報の手動入力の手間を削減し、入力間違いによる資格過誤請求の減少などにつながるものと考えます。

医療費助成のオンライン資格確認を運用している自治体は、本年 5 月現在、183 自治体（別添資料）あり、令和 7 年度においても、参加する自治体の拡大を推進していくとのことです。

補助の内容、費用などの詳細につきましては、別添資料の、診療所向け、および病院向けのリーフレットをご確認下さい。昨年度からの変更点として、②および③で示されている「マイナ診察券で受付ができる！」の補助について、マイナ保険証利用率に関する補助要件が撤廃されております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了解いただくと共に、貴会管下の郡市区等医師会ならびに会員への周知方につき、ご高配を賜りますようお願い申し上げます。

以上

【別添資料】

- ・【事務連絡】医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する補助金の令和 7 年度の申請受付の開始について

公益社団法人日本医師会 御中

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室
厚生労働省保険局医療介護連携政策課

医療費助成の受給者証及び診察券のマイナンバーカードへの一体化に関する
補助金の令和 7 年度の申請受付の開始について

厚生労働行政につきまして、平素より格別の御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、自治体等で発行する医療費助成（公費負担医療又は地方単独医療費助成をいう。以下同じ。）の受給者証や医療機関等で発行する診察券のマイナンバーカードへの一体化は、マイナ保険証 1 枚で、スムーズな受付が可能となり、医療保険とともに、医療費助成のオンライン資格確認を実施できたり、診察券が無くても受付した患者の情報を管理できたりするようになるための取組です。この取組により、医療保険の資格情報及び受給者証情報や診察券情報の手動入力の手間をセットで削減できるようになるとともに、正確な医療費助成の資格情報に基づき請求を行えるようになることで、資格過誤請求が減少するなど、医療機関の事務効率化が推進されることとなります。

政府においては、「医療 DX の推進に関する工程表」（令和 5 年 6 月 2 日医療 DX 推進本部決定）等に基づき、医療費助成のオンライン資格確認の導入を推進しており、本年 5 月現在、183 自治体（22 都府県、161 市町村。詳細は別添 3 のとおり。）において医療費助成のオンライン資格確認の運用が開始され、約 2.5 万の医療機関・薬局においてシステム改修が完了しています。

メリットを全国規模で広げていくため、令和 7 年度においても、参加する自治体や医療機関・薬局の拡大を推進していくこととしており、医療費助成のオンライン資格確認を導入するためのレセプトコンピュータの改修に対する補助金を用意し、本年 6 月上旬より申請受付を開始する予定です。本補助金の具体的な内容については、診療所におかれては別添 1 を、病院におかれては別添 2 をご参照ください。

なお、別添 1 及び別添 2 のとおり、医療費助成の受給者証と診察券の両方の機能をマイナンバーカードに一体化するためのレセプトコンピュータの改修についても、本補助金を活用することが可能です。

貴会におかれては、これらの内容について御了知いただき、貴会会員に対し周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。あわせて、特に貴会会員の医療機関が所在する自治体が医療費助成のオンライン資格確認を導入している又は導入予定である場合には、本補助金の活用を積極的に検討いただきますよう、特段のご配慮をお願い申し上げます。

【照会先】

- 医療費助成のオンライン資格確認関係

厚生労働省大臣官房情報化担当参事官室 jousan@mhlw.go.jp

- 診察券とマイナンバーカードの一体化関係

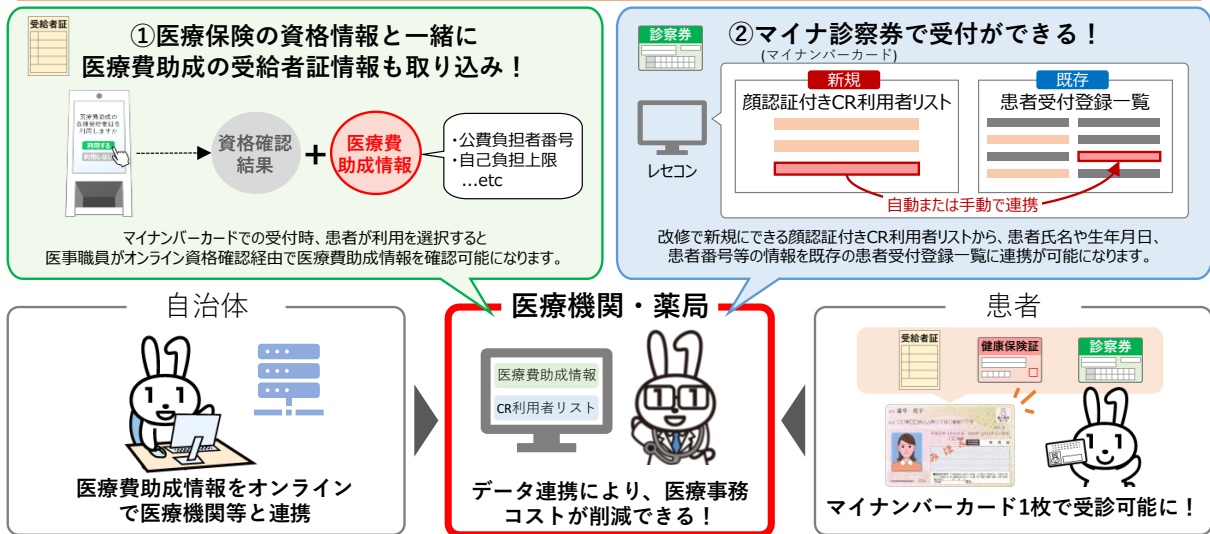
厚生労働省保険局医療介護連携政策課 suisin@mhlw.go.jp

診療所のみなさまへ

令和7年度版
診療所向け

医療費助成の受給者証及び 診察券のマイナンバーカードへの 一体化に関する補助金の申請受付を開始します

医療費助成の受給者証及び診察券の
マイナンバーカードへの一体化には多くのメリットがあります



補助内容のご案内

診療所においては、以下のいずれかの改修を選択して、補助金を受給することができます。

- ①医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するためのレセコンの改修
- ②医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付を行うためのレセコンの改修
- ③マイナ診察券で受付を行うためのレセコンの改修



①医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

- 医療費助成のオンライン資格確認については、令和7年5月現在、**全国183自治体（22都府県、161市町村）で運用が開始**されています。また、**全国約2.5万の医療機関・薬局において、レセコン改修が完了**しています。
※一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都度の追加改修は必要ありません。
- 運用を開始している自治体名や対応する受給者証の種類については、デジタル庁HP（下部QRコード参照）でご確認下さい。
- オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

補助額

(※千円未満切捨て)

5.4万円を上限に補助

(事業費7.3万円を上限にその3/4を補助)

マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行を受けて、
是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

詳しくはこちら

医療費助成のオンライン資格確認の運用を
開始している自治体の一覧はこちら

<https://www.digital.go.jp/news/07e099a1-37df-4a50-8dac-9b5901bb3f30>



厚生労働省

裏面もご覧ください



②医療費助成の受給者情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診療券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- ・レセコンの改修により、医療費助成の受給者証と診療券の両方の機能をマイナンバーカードに一体化できます。
- ・この場合のレセコンの改修への補助金は下記のとおりです。 ※診療券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

(※千円未満切捨て)

5.4万円を上限に補助

(事業費7.3万円を上限にその 3/4 を補助)



③マイナ診療券で受付ができる！ (マイナンバーカード)

- ・レセコンの改修により、診療券の機能をマイナンバーカードに一体化できます。
- ・診療券利用に伴うレセコン改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診療券の廃止までは、要件ではありません。

補助額

(※千円未満切捨て)

5.4万円を上限に補助

(事業費7.3万円を上限にその 3/4 を補助)

申請手続きに係る共通事項のご案内

医療費助成の受給者証と診療券利用に伴う改修は**別々の機会に実施することも可能**ですが、その場合でも、**申請は一括**で行っていただくようお願いします。(一体系的な申請手続きを行う観点から、複数回の申請はご遠慮ください)

申請期間

2025年(令和7年)6月上旬(予定)～2026年(令和8年)1月15日

- ※ 2024年度(令和6年度)に改修を行った場合も対象となります。
- ※ 申請受付開始日は、決定次第、医療機関等向け総合ポータルサイト等でお知らせします。
- ※ 予算の範囲内で実施する補助金のため、お早めに申請を行ってください。

申請方法

医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい

必要書類

申請に必要な書類は以下3点です

- ① 領収書
- ② 領収書内訳書
- ③ システム改修に係るチェックシート(バンダーに記入してもらってください)



※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください



補助金の申請手続きは以下から行なえます



補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



本補助金の詳細なご案内については、医療機関等向け総合ポータルサイト等で改めてお知らせします。

- お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター(通話無料)

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00(祝日除く)
土曜日：8:00～16:00(祝日除く)

- 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>



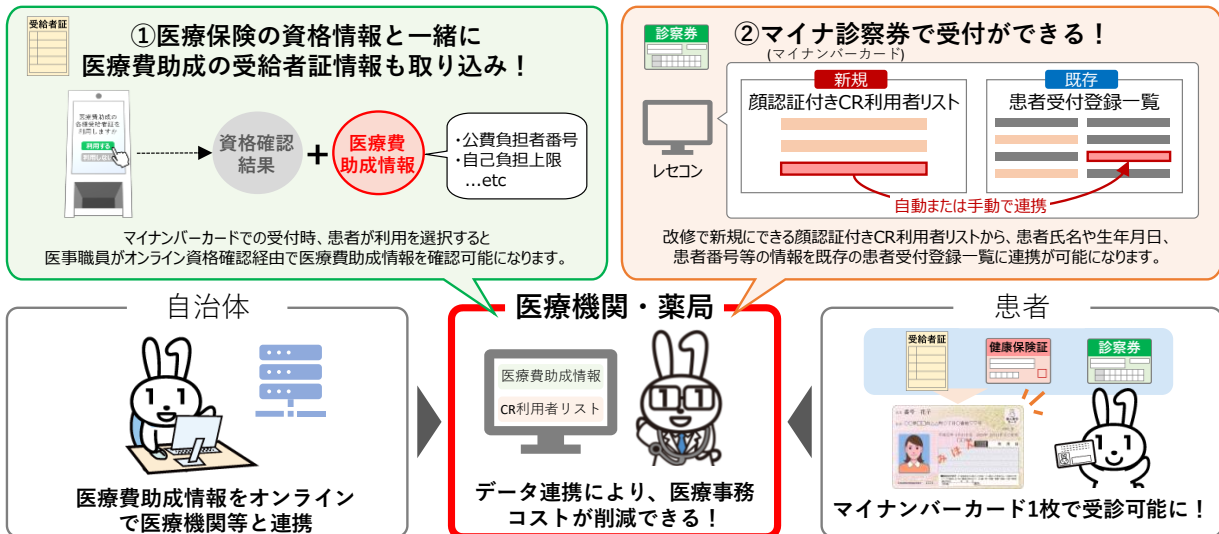
厚生労働省

病院のみなさまへ

令和7年度版
病院向け

医療費助成の受給者証及び 診察券のマイナンバーカードへの 一体化に関する補助金の申請受付を開始します

医療費助成の受給者証及び診察券の
マイナンバーカードへの一体化には多くのメリットがあります



補助内容のご案内

病院においては、以下のいずれかの改修を選択して、補助金を受給することができます。

- ① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するためのレセコンの改修
- ② 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診察券で受付を行うためのレセコン等の改修
- ③ マイナ診察券で受付を行うためのレセコン等の改修



① 医療費助成の受給者証情報をオンラインで取得！

- 医療費助成のオンライン資格確認については、令和7年5月現在、**全国183自治体（22都府県、161市町村）で運用が開始**されています。また、**全国約2.5万の医療機関・薬局において、レセコン改修が完了**しています。
※ 一度改修いただければ、参加自治体や受給者証の種類が増える都度の追加改修は必要ありません。
- 運用を開始している自治体名や対応する受給者証の種類については、デジタル庁HP（下部QRコード参照）でご確認下さい。
- オンライン資格確認の実施に当たってのレセコン改修への補助金は下記のとおりです。

補助額
(※千円未満切捨て)

28.3万円を上限に補助
(事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

マイナ保険証を基本とした仕組みへの移行を受けて、
是非このタイミングでのレセコンの改修をご検討ください。

詳しくはこちら

医療費助成のオンライン資格確認の運用を
開始している自治体の一覧はこちら

<https://www.digital.go.jp/news/07e099a1-37df-4a50-8dac-9b5901bb3f30>





②医療費助成の受給者情報をオンラインで取得するとともに、マイナ診療券で受付ができる！ (マイナバーカード)

- レセコン・再来受付機等の改修等により、医療費助成の受給者証と診療券の両方の機能をマイナバーカードに一体化できます。この場合のレセコン・再来受付機等の改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診療券の廃止までは、要件ではありません。

補助額 (※千円未満切捨て)	①再来受付機等の改修を含む※	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等の改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。



③マイナ診療券で受付ができる！ (マイナバーカード)

- レセコンの改修等により、診療券の機能をマイナバーカードに一体化できます。診療券利用に伴うレセコン改修等への補助金は下記のとおりです。 ※診療券の廃止までは、要件ではありません。

補助額 (※千円未満切捨て)	①再来受付機等の改修を含む※	60.0万円を上限に補助 (事業費120万円を上限にその1/2を補助)
	②再来受付機等の改修を含まない	28.3万円を上限に補助 (事業費56.6万円を上限にその1/2を補助)

※再来受付機は、改修だけではなく、購入した際のオプション費用も補助の対象になります。

申請手続きに係る共通事項のご案内

医療費助成の受給者証と診療券利用に伴う改修は**別々の機会に実施することも可能**ですが、その場合でも、**申請は一括**で行っていただくをお願いします。(一体的な申請手続きを行う観点から、複数回の申請はご遠慮ください)

申請期間	2025年(令和7年)6月上旬(予定)～2026年(令和8年)1月15日 ※ 2024年度(令和6年度)に改修を行った場合も対象となります。 ※ 申請受付開始日は、決定次第、医療機関等向け総合ポータルサイト等でお知らせします。 ※ 予算の範囲内で実施する補助金のため、お早めに申請を行ってください。
申請方法	医療機関等向け総合ポータルサイトで申請して下さい
必要書類	申請に必要な書類は以下3点です ① 領収書 ② 領収書内訳書 ③ システム改修に係るチェックシート(ハンダーに記入してもらってください) ※詳細は、医療機関等向け総合ポータルサイトよりご確認ください



補助金の申請手続きは以下から行なえます

補助金案内ページ

https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0011504



本補助金の詳細なご案内については、医療機関等向け総合ポータルサイト等で改めてお知らせします。

- お問い合わせ先：オンライン資格確認等コールセンター(通話無料)

0800-080-4583

月曜日～金曜日：8:00～18:00(祝日除く)
土曜日：8:00～16:00(祝日除く)

- 医療機関等向け総合ポータルサイト

URL：<https://iryohokenjyoho.service-now.com/csm>



厚生労働省

医療費助成のオンライン資格確認の運用を開始している自治体（令和 7 年 5 月現在）

◎ 都道府県の実施状況（22都道府県において運用開始）

種類	公費負担医療				地方単独医療費助成
	難病	小児慢性	結核患者の医療	精神通院 (自立支援医療)	その他※
実施都道府県数	19	18	4	13	2

※こども医療費助成、障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成以外の地方単独医療費助成

実施都道府県	青森県、宮城県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、富山県、愛知県、三重県、滋賀県、大阪府、兵庫県、島根県、岡山県、広島県、香川県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県
--------	---

◎ 市町村の実施状況（161市町村において運用開始）

種類	公費負担医療							地方単独医療費助成			
	難病	小児慢性	結核患者の医療	未熟児 養育医療	自立支援医療			こども	障がい	ひとり親	その他
					精神通院	更生医療	育成医療				
実施市町村数	1	9	3	15	1	33	33	149	131	141	48

実施市町村	①北海道：帯広市、上士幌町、芽室町、幕別町、池田町、浦幌町 / ②青森県：三沢市、つがる市、深浦町 / ③岩手県：一関市、九戸村 / ④宮城県：仙台市、大崎市
	⑤秋田県：由利本荘市、湯沢市 / ⑥山形県：米沢市、酒田市 / ⑦茨城県：笠間市、鹿嶋市、桜川市 / ⑧栃木県：栃木市、那須塩原市
	⑨群馬県：下仁田町、甘楽町 / ⑩埼玉県：川口市、戸田市、新座市、松伏町 / ⑪千葉県：銚子市、木更津市、松戸市、我孫子市、芝山町
	⑫東京都：調布市、瑞穂町、日の出町、奥多摩町 / ⑬神奈川県：横浜市、平塚市、藤沢市、茅ヶ崎市 / ⑭新潟県：加茂市、南魚沼市 / ⑮石川県：加賀市
	⑯山梨県：甲府市、富士吉田市、都留市、山梨市、韮崎市、笛吹市、甲州市、忍野村
	⑰長野県：須坂市、塩尻市、佐久市、南牧村、南木曽町、大桑村、築北村、池田町、坂城町 / ⑱岐阜県：海津市、養老町 / ⑲静岡県：浜松市、御殿場市、南伊豆町
	⑳愛知県：名古屋市長区、一宮市、津島市、豊田市、小牧市、愛西市、清須市、弥富市、あま市、長久手市、飛鳥村、設楽町、東栄町、豊根村
	㉑三重県：津市、伊勢市、松阪市、鈴鹿市、名張市、亀山市、伊賀市、多気町、明和町、大台町、玉城町、度会町、大紀町、南伊勢町、紀北町、御浜町
	㉒滋賀県：彦根市、近江八幡市、守山市、甲賀市、野洲市、米原市 / ㉓京都府：舞鶴市、宇治市、宮津市、亀岡市、八幡市、木津川市、精華町
	㉔大阪府：岸和田市、豊中市、枚方市、松原市、柏原市、羽曳野市、摂津市、東大阪市、泉南市、四條畷市
	㉕兵庫県：尼崎市、西宮市、伊丹市、西脇市、宝塚市、三木市、小野市、加西市、加東市、多可町、神河町 / ㉖奈良県：川西町、田原本町、広陵町
	㉗和歌山県：和歌山市 / ㉘島根県：松江市、出雲市 / ㉙岡山県：岡山市、倉敷市、玉野市、瀬戸内市、赤磐市、吉備中央町 / ㉚広島県：福山市、神石高原町
	㉛徳島県：阿南市、上板町、つるぎ町 / ㉜香川県：東かがわ市、宇多津町 / ㉝愛媛県：松山市、鬼北町 / ㉞福岡県：柳川市 / ㉟佐賀県：佐賀市
	㊱長崎県：大村市、平戸市 / ㊲熊本県：熊本市 / ㊳大分県：別府市 / ㊴宮崎県：都城市 / ㊵沖縄県：那覇市、金武町、渡嘉敷村